



鳥取県公報

令和2年1月10日（金）
第9166号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（2）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出（3）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	指定自立支援医療機関の指定（4）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 3
	種畜証明書の交付（5）（畜産課）・・・・・・・・・・ 3
	地域森林計画の決定（6）（林政企画課）・・・・・・・・・・ 4
	遊漁規則の変更の認可（7）（水産課）・・・・・・・・・・ 5
	道路施設等管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等 （8）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活環境課）・・・・・・・・・・ 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（4件）（庶務集中課）・・・・・・・・・・ 9
	一般競争入札の実施（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・ 21

告 示

鳥取県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、特定福祉用具販売事業、介護予防事業及び特定介護予防福祉用具販売事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市福吉町1400	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会訪問介護事業所	倉吉市福吉町1400	訪問介護	令和元年11月30日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会通所介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	通所介護	令和元年12月31日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央福祉センターひだまり福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	倉吉市越殿町1409	福祉用具貸与	"

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央福祉センターひだまり福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	倉吉市越殿町1409	介護予防福祉用具貸与	令和元年12月31日

3 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央福祉センターひだまり福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	倉吉市越殿町1409	令和元年12月31日

4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央福祉センターひだまり福祉用具貸与	倉吉市越殿町1409	令和元年12月31日

		与・特定福祉用具販売事業所		
--	--	---------------	--	--

鳥取県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項及び第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防・日常生活支援事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
社会福祉法人尚徳福祉会	米子市榎原1889-6	アイアイ三柳デイサービスセンター	米子市両三柳866-4	地域密着型通所介護	令和元年11月30日

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
社会福祉法人尚徳福祉会	米子市榎原1889-6	アイアイ三柳デイサービスセンター	米子市両三柳866-4	第1号通所事業による支援に相当する支援	令和元年11月30日

鳥取県告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社加藤調剤薬局	倉吉市山根531-4	倉吉薬局	倉吉市南昭和町17	育成医療、更生医療、精神通院医療	令和元年12月1日
株式会社エルスリー	鳥取市湖山町東四丁目61	訪問看護ステーション コムパートナーズ	鳥取市湖山町東四丁目61	精神通院医療	令和2年1月1日

鳥取県告示第5号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		

31931020 001	トットリ デー 2 9078	豚 デュロック 種	平成31年 2月17日	鳥取県 西伯郡 南部町	トットリ デー 4 4234	トットリ デー 10 7218	2級	西伯郡南部町 鳥取県中小家 畜試験場
31931020 002	トットリ デー 10 9005	〃	平成31年 1月3日	〃	トットリ デー 4 4234	トットリ デー 10 4068	〃	〃
31931020 003	ボナビスタ トットリ 4 7606	豚 大ヨーク シャー種	平成29年 12月21日	〃	ボナビスタ ベター ヨツバ 11 02626	トットリ ベター 10 5410	〃	〃
10863830 769	福勝忠	肉用牛 黒毛和種	平成30年 3月28日	鳥取県 倉吉市	勝忠平	第27ふくふ く	1級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場
11552200 986	美照清	〃	平成30年 5月5日	鳥取県 鳥取市	美津照重	きろろ	2級	〃
11573592 978	翠	〃	平成30年 7月6日	鳥取県 倉吉市	白鵬85の3	みどりのこ	1級	〃
11363160 271	増石3042	〃	平成30年 7月28日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	福増	びれす	2級	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
11363160 288	未子論3043	〃	平成30年 7月28日	〃	光彦	たかしげ1 の2	〃	〃
11363160 394	増米3049	〃	平成30年 7月31日	〃	福増	ひでみつ	〃	〃
11363160 493	未沙徳3054	〃	平成30年 8月4日	〃	光福久	みつてるや す	〃	〃
11363160 516	増石3055	〃	平成30年 8月4日	〃	福増	びれす	〃	〃
11363160 622	烈咲3061	〃	平成30年 8月9日	〃	美津照重	ひらみつも り	〃	〃
11363160 707	稀舞3065	〃	平成30年 8月10日	〃	光平栄	まさみつて る	〃	〃
11363160 837	虎蜂3073	〃	平成30年 8月17日	〃	光平照	みつひら3 の8	〃	〃
11363160 950	沢壮3084	〃	平成30年 8月29日	〃	沢茂勝	ひさみつ	〃	〃
11363160 981	稀免3086	〃	平成30年 9月1日	〃	光平栄	かみふくひ さ	〃	〃
11565551 525	花国茂忠	〃	平成30年 7月3日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	第1花国	まるも	1級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場

鳥取県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を立てた

ので、同法第6条第7項の規定により告示する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合

鳥取市河原町長瀬34-5

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第1号

3 認可に係る改正の内容

平成25年鳥取県告示第667号（遊漁規則の認可について）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
1(1)・(2) 略 (3) 遊漁規則の内容 ア・イ 略 ウ 漁具又は漁法等の制限 (ア)・(イ) 略 (ウ) 次の表に掲げる区域内(以下1において「友釣専用区」という。)においては、6月1日(c、d及びfの区域においては6月15日)から8月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り(友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。)以外の漁法により行ってはならない。	1(1)・(2) 略 (3) 遊漁規則の内容 ア・イ 略 ウ 漁具又は漁法等の制限 (ア)・(イ) 略 (ウ) 次の表に掲げる区域内(以下1において「友釣専用区」という。)においては、6月1日(c、d及びfの区域においては6月15日)から8月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り(友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。)以外の漁法により行ってはならない。				
略	略				
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">c</td> <td>八頭郡若桜町大字浅井の庄瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域</td> </tr> </table>	c	八頭郡若桜町大字浅井の庄瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">c</td> <td>八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から600メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域</td> </tr> </table>	c	八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から600メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域
c	八頭郡若桜町大字浅井の庄瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域				
c	八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から600メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域				
略	略				
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">f</td> <td>鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市佐治町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域</td> </tr> </table>	f	鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市佐治町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">f</td> <td>鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市佐治町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域</td> </tr> </table>	f	鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市佐治町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域
f	鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市佐治町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域				
f	鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市佐治町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域				
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">g</td> <td>八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝の若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区</td> </tr> </table>	g	八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝の若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区			
g	八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝の若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区				

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> 域 エ～サ 略 (4) 略	エ～サ 略 (4) 略
--	----------------

4 改正後の遊漁規則の施行の日
令和2年2月1日

鳥取県告示第8号

令和2年度及び令和3年度において県が締結する道路施設等管理業務の委託契約に係る指名競争入札（限定公募型指名競争入札を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象業務

県が管理する道路施設等に係る次の(1)から(3)までに掲げる業務

- (1) 除雪業務
- (2) 路面清掃業務
- (3) 消雪施設又は融雪施設（以下「消融雪施設」という。）の保守点検業務

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自ら保有し、又はリース（リース期間の末日が令和4年3月31日以後で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）をしている除雪機械（次の表の左欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械をいう。以下同じ。）を使用する除雪業務（以下「借上除雪」という。）にあつては、いずれかの除雪機械及び当該除雪機械を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に常に備えていること。

除雪トラック	除雪が可能な装置（プラウ）を装備しているもので、4トン級以上のもの
ドーザー	クローラー型又はホイール型のもので、5トン級以上のもの
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
ロータリー除雪車	ロータリ式ホイール型のもので、定格出力が130馬力以上のもの
スノーローダ	ホイール型のもので、5トン級以上のもの
小型除雪機（搭乗式）	搭乗式のもので、定格出力が40馬力以上のもの
小型除雪機（ハンドガイド式）	ハンドガイド式のもので、定格出力が5馬力以上のもの
トラクタショベル	ホイール型のもの
凍結防止剤散布車	自走式又は車載式のもので、積載量が0.5立方メートル以上のもの

- (3) 県が保有する除雪機械を使用する除雪業務（以下「貸与除雪」という。）にあつては、いずれかの除雪機械（トラクタショベルを除く。）を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に常に備えていること。
- (4) 県が保有する路面清掃機械を使用する路面清掃業務にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 入札参加資格の審査を申請する日前5年以内に、県内において路面清掃車を使用した路面清掃業務又は路面切削を伴う舗装工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。

イ 路面清掃機械（次の表に掲げる機械をいう。）を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に2名以上常に備えていること。

路面清掃車	真空式又はブラシ式のもので、最大積載量が4トン級以上のもの
-------	-------------------------------

散水車	タンク容量が6,500リットル級以上のもの
-----	-----------------------

- (5) 消融雪施設の保守点検を行う場合にあっては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 入札参加資格の審査を申請する日前5年以内に、県内において、国道若しくは県道に設置された消融雪施設の点検業務、新設工事若しくは修繕工事又は国道若しくは県道に埋設された上水道（簡易水道及び工業用水道を含む。）の新設工事若しくは修繕工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（土木一式工事業に係るものに限る。以下「建設業許可」という。）を受けている者であること。
- (6) 3の(1)の書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (7) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人若しくは個人でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (9) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に未納がないこと。個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）並びに鳥取県の県税に未納がないこと。
- (10) 県内に本店を有する者にあっては、労働保険料に未納がないこと。

3 申請手続

- (1) 提出書類（各1部）
- ア 道路施設等管理業務委託入札参加資格審査申請書
- イ 職員調書（消融雪施設保守点検業務を除く。）
当該調書に記載している職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び業務に係る運転免許証等の写しを添付すること。
- ウ 借上除雪にあっては、除雪機械調書及び除雪機械内訳
除雪機械の売買契約書又は固定資産台帳の写し（リースの場合にあっては、リース契約書の写し）及び自動車検査証の写し（自動車検査証を有する除雪機械に限る。）を添付すること。また、自動車検査証に記載された車検満了日が令和4年3月31日以前である場合は、誓約書を添付すること。
- エ 路面清掃業務にあっては、業務等実績調書
当該調書に記載している業務又は工事の内容が確認できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。
- オ 役員等名簿
- カ 消融雪施設保守点検業務にあっては、業務等実績調書及び建設業許可の通知書の写し又は証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
- キ 法人にあっては入札参加資格の審査を申請する日の属する事業年度の前事業年度（決算終了後4月を経過していない場合にあっては、前々事業年度）における貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては入札参加資格の審査を申請する日の属する年の前年（決算終了後4月を経過していない場合にあっては、前々年）における貸借対照表及び損益計算書
- ク 2の(9)に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し
鳥取県の県税に係る納税証明書については、鳥取県県土整備部県土総務課が鳥取県の各県税事務所に鳥取県の県税の納税状況を直接確認することを承諾する場合（(3)ただし書に規定する提出期限までに承諾する場合に限る。）には、提出を要しないものとする。
- ケ 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格の審査を申請する日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）の写し
- コ 法人にあっては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し（個人の場合は、住民票の写し）

サ 県外に本店を有する者が入札等の権限を委任する場合（年間を通じて委任する場合に限る。）は、その旨の委任状

(2) 提出に係る留意事項

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、道路施設等管理業務委託入札参加資格審査添付書類変更届及び変更箇所を修正した(1)の書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。なお、次の事項に留意すること。

ア 職員調書に記載した者を変更する場合は、当該者の雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の写しを併せて提出すること。

イ 誓約書に記載した機械について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に定める継続検査を受けた場合には、除雪機械内訳及び新たに交付された自動車検査証の写しを提出すること。

(3) 提出期間及び時間

令和2年1月10日（金）から令和4年2月18日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、令和2年度初回発注分の1(2)の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は令和2年2月14日（金）、1(1)及び(3)の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は令和2年7月3日（金）までに提出すること。

(4) 提出方法

(5)の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又はこれに相当する信書便の役務によることとし、令和4年2月18日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）

(6) その他

申請手続の詳細は、鳥取県のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/32811.htm>)に掲載するので、提出書類の様式については、ここから入手すること。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和4年3月31日（入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合にあっては、知事が当該事実を確認した日の前日）まで

6 その他

随意契約の相手方を決定する場合においては、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を有する者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和2年1月10日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

(1) 小口径ライフル銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年2月8日 午前9時から午後 0時まで	西伯郡南部町猪小路806 鳥取県営ライフル射撃場	小口径ライフル銃 射撃	22ロングライ フルのライフ ル弾	4人

(2) 大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年2月4日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフ ル銃等に適合 する実包	6人
令和2年2月11日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年2月18日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年2月25日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県の知事部局及び警察本部の所管施設で使用する電気の供給（東部）

予定使用電力量（供給期間総計）4,143,302キロワット時

予定使用電力量は、平成30年6月から令和元年5月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和2年6月1日から令和4年5月31日までとする。ただし、令和3年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目131 知事公邸ほか25施設

(5) 入札書の記載方法等

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年1月21日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和2年1月10日（金）から同年2月28日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和2年1月10日（金）から同年2月28日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 令和2年2月4日（火）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和2年2月4日（火）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年1月10日（金）から同年2月4日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年1月10日（金）から同年2月4日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年2月28日（金）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎6階第36会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和2年2月4日（火）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納

付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札説明書別添「鳥取県の知事部局及び警察本部の所管施設で使用する電気の供給（東部）仕様」に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和2年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には議決前に開札は行いが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Governor's Official Residence and 25 other facilities. 4,143,302 kWh

(2) February 4, 2020 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) February 28, 2020 10:00 AM: Time-limit for the submission of tenders

February 27, 2020 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県の知事部局及び警察本部の所管施設で使用する電気の供給（中・西部）

予定使用電力量（供給期間総計）3,590,056キロワット時

予定使用電力量は、平成30年6月から令和元年5月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和2年6月1日から令和4年5月31日までとする。ただし、令和3年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

日野郡日野町根雨140-1 日野振興センターほか18施設

(5) 入札書の記載方法等

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年1月21日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和2年1月10日（金）から同年2月28日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和2年1月10日（金）から同年2月28日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 令和2年2月4日（火）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和2年2月4日（火）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手續及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年1月10日（金）から同年2月4日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年1月10日（金）から同年2月4日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年2月28日（金）午前10時20分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎6階第36会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和2年2月4日（火）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札説明書別添「鳥取県の知事部局及び警察本部の所管施設で使用する電気の供給（中・西部）仕様」に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和2年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には議決前に開札は行いが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Hino Promotion Center and 18 other facilities. 3,590,056 kWh

(2) February 4, 2020 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) February 28, 2020 10:20 AM: Time-limit for the submission of tenders

February 27, 2020 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（東部）

予定使用電力量（供給期間総計）4,668,066キロワット時

予定使用電力量は、平成30年6月から令和元年5月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和2年6月1日から令和4年5月31日までとする。ただし、令和3年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市伏野1550-1 白兔養護学校ほか11施設

(5) 入札書の記載方法等

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年1月21日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和2年1月10日（金）から同年2月28日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和2年1月10日（金）から同年2月28日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 令和2年2月4日（火）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和2年2月4日（火）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年1月10日（金）から同年2月4日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年1月10日（金）から同年2月4日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年2月28日（金）午前10時40分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎6階第36会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和2年2月4日（火）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札説明書別添「鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（東部）仕様」に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和2年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には議決前に開札は行いが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Prefectural Hakuto School for children with special needs and 11 other facilities. 4,668,066 kWh

(2) February 4, 2020 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) February 28, 2020 10:40 AM: Time-limit for the submission of tenders

February 27, 2020 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（中・西部）

予定使用電力量（供給期間総計）5,880,310キロワット時

予定使用電力量は、平成30年6月から令和元年5月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和2年6月1日から令和4年5月31日までとする。ただし、令和3年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

米子市蚊屋343 米子養護学校ほか13施設

(5) 入札書の記載方法等

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年1月21日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和2年1月10日（金）から同年2月28日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和2年1月10日（金）から同年2月28日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 令和2年2月4日（火）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和2年2月4日（火）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年1月10日（金）から同年2月4日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年1月10日（金）から同年2月4日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年2月28日（金）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎6階第36会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和2年2月4日（火）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札説明書別添「鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（中・西部）仕様」に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提

供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の可否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和2年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には議決前に開札は行いが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Prefectural Yonago School for children with special needs and 13 other facilities. 5,880,310 kWh

(2) February 4, 2020 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) February 28, 2020 11:00 AM: Time-limit for the submission of tenders

February 27, 2020 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月10日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 河 本 達 志

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮給食業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

倉吉市大谷166 鳥取県立倉吉農業高等学校

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、年度別の見積金額を内訳として併記すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の給食に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年1月20日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和2年1月10日（金）から同年2月20日（木）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和2年1月10日（金）から同年2月20日（木）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉農業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒682-0941 倉吉市大谷166

鳥取県立倉吉農業高等学校

電話 0858-28-1341

電子メール kurano-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

令和2年1月10日（金）から同年2月5日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://cmsweb2.torikyo.ed.jp/kurano-h/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年1月10日（金）から同年2月5日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

令和2年1月23日(木)午後2時

イ 場所

倉吉市大谷166 鳥取県立倉吉農業高等学校小会議室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年2月20日(木)午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同日正午までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年2月5日(水)午後4時30分までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成さ

れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : transfer school meal responsibilities,
1 set

(2) February 5, 2020 4 : 30PM : Time-limit for submission of documents for qualification
confirmation

(3) February 20, 2020 2 : 00PM : Time-limit for submission of tenders

(February 20, 2020 noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Kurayoshi Agricultural High School 166 Otani Kurayoshi-shi Tottori
682-0941 Japan

TEL : 0858-28-1341